	121									440,700	429,700	420,000	416,800	408,100	403,100					
	122									441,300	430,400	420,800	417,600	408,900	403,900					
	123									441,900	431,100	421,600	418,400	409,700	404,700					
	124									442,500	431,800	422,400	419,200	410,500	405,500					
	125									443,000	432,400	423,000	420,100	411,400	406,300					
	126									443,600	433,100	423,700	420,900	412,200	407,200					
	127									444,200	433,800	424,400	421,700	413,000	408,100					
	128									444,800	434,500	425,100	422,500	413,800	409,000					
	129									445,300	435,100	425,900	423,400	414,700	409,700					
	130										435,800	426,700	424,200	415,500						
	131										436,500	427,500	425,000	416,300						
	132										437,200	428,300	425,800	417,100						
	133										437,800	429,200	426,700	418,000						
	134										438,500	430,000	427,500	418,800						
	135										439,200	430,800	428,300	419,600						
	136										439,900	431,600	429,100	420,400						
	137										440,500	432,300	429,900	421,300						
	138											433,200	430,700	422,100						
	139											434,100	431,500	422,900						
	140											435,000	432,300	423,700						
	141											435,700	433,100	424,500						
	142											436,500	433,900							
	143											437,300	434,700							
	144											438,100	435,500							
	145											438,800	436,300							
再任用職員		—	—	505,200	461,800	446,800	391,800	353,300	335,600	304,500	287,300	281,600	281,400	274600	273,100	264,900	247,800	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第明治三十二種郵便物認可